

## 規制の事前評価書

<b>政策の名称</b>	医療法人の分割に係る規定の新設		<b>担当部局名</b>	医政局医療経営支援課	<b>作成責任者名</b>	医療経営支援課長 佐藤 美幸	<b>評価実施時期</b>	平成27年4月
<b>法令案等の名称・関連条項</b>	医療法の一部を改正する法律案による改正後医療法第60条以下							
<b>規制の目的、内容及び必要性等</b>	<p>高齢化の進展等に伴い、脳卒中・心臓病等の急性期の症状の患者に加え、生活習慣病等の慢性的な症状の患者への対応が求められるなど地域で求められる医療ニーズの多様化が進んでいます。一方で、日本の医療提供体制は、①救急医療等を担う急性期の医療機関が過剰な一方、急性期後の受け皿となるリハビリ・長期の療養等を担う回復期・慢性期の医療機関の整備が遅れている、②諸外国に比べ、人口当たりの医師・看護師職員等の医療従事者数が少ないという現状にあります。このため、限られた医療資源（医療従事者、病床等）で多様な医療ニーズに対応していくためには、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携をより一層推進し、事業の集約化を図り効率的な医療提供体制を確保することが必要であることから、地域で必要な医療を確保するため病床機能の分化・連携を推進する観点から、医療法人が行う分割について、会社法の会社分割と同様の仕組みを創設することとします。</p> <p>具体的には、分割により権利義務の包括承継及び医療法人の社員、債権者等の利害への重大な影響が生じることから、これらの者の利益を確保するため、医療法人が分割をする場合における契約の締結、計画の作成、総社員の同意等の取得、債権者に対する催告等を義務とし、これに違反した場合は、罰則が科せられることとします。また、分割に当たって作成する契約等は、都道府県知事の認可を受けなければその効力を生じないこととします。</p>							
<b>想定される代替案</b>	医療法人が分割をする場合における契約の締結、計画の作成、総社員の同意等の取得、債権者に対する催告等について努力義務とし、罰則は科せられないものとします。							
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>							<b>代替案の場合</b>
1 遵守費用	分割を行う医療法人において、契約の締結等を行うための費用が発生します。また、規定に違反した場合には罰則が科せられることとなります。							分割を行う医療法人において、契約の締結等を行う場合にはそのための費用が発生します。
2 行政費用	都道府県において、医療法人の分割の認可に関する業務のための費用及び義務に違反した法人に対して指導等を行うための費用が発生します。							都道府県において、医療法人の分割の認可を行う場合には、改正案と同様の費用が発生します。
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しません。							医療法人における契約の締結等についての実効性が担保されず、地域で必要な医療を確保するための病床機能の分化・連携が進まないおそれがあります。
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>							<b>代替案の場合</b>
	医療法人において分割の契約書等を作成し都道府県知事の認可を受けることにより、社員、債権者等の意思を反映させる機会及び都道府県知事による監督の機会が担保され、医療法人の適切な分割に寄与します。これにより、病床機能の分化・連携が推進され、地域で必要な医療の確保が期待されます。							医療法人において分割の契約書等を作成し都道府県知事の認可を受けた場合には、社員、債権者等の意思を反映させる機会及び都道府県知事による監督の機会が担保されるため、医療法人の適切な分割に一定程度寄与すると考えられますが、その便益は限定的なものとなります。
<b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b>	<p>本改正案により、分割を行う医療法人及び都道府県において費用が発生しますが、病床機能の分化・連携が推進され、地域で必要な医療が確保されるという便益が生じます。この便益は費用を大きく上回っており、適切な規制であると考えられます。</p> <p>一方、代替案においては、改正案と比較して行政費用の負担は軽いものの、医療法人における契約の締結等についての実効性は担保されないことから便益は限定的であり、地域で必要な医療の確保という目的を達成するためには改正案のほうが望ましいものと考えられます。</p>							
<b>有識者の見解その他関連事項</b>	平成27年2月9日に開催された医療法人の事業展開等に関する検討会において報告書が取りまとめられ、その中で、他の法人類型と合わせて、分割計画書等を分割前の医療法人が作成した上で、都道府県知事の認可があれば医療法人を分割できるとするとされています。							
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	医療法の一部を改正する法律案において、法律の施行後5年を経過した場合に、法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。							